

対象外案件のうち、関連部局に対応を依頼する提案（全体）

	提案	概要	関連部局への対応依頼
1	伝統的工芸品の指定に係る要件の緩和 （伝統的工芸品産業の振興に関する法律）	伝統的工芸品の指定における生産規模要件（一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。）を撤廃する。	同法の規制は、国が直接執行する補助事業に関するものであるため、対象外であるが、内閣府規制改革推進室による規制改革ホットラインでの対応を依頼。
2	法定障害者雇用率の算定対象の見直し （障害者の雇用の促進等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）	雇用主に課されている障害者雇用率達成義務の対象となる障害者について、難治性疾患患者を含めるよう見直す。（現在、対象となっているのは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のみ）	同法の規制は、地方自治体と私人を同一に取り扱い、官民共通で一定の障害者雇用義務を課すものであるため、対象外であるが、内閣府規制改革推進室による規制改革ホットラインでの対応を依頼。
3	広域観光周遊ルート形成促進に向けた、レンタカー使用場所変更手続き等の緩和 （道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律）	ITの活用によりレンタカーの使用位置を把握・管理できる場合は、自動車保管場所と使用の本拠の位置の変更手続きを不要とする。	同法の規制は、私人（レンタカー事業者）に対する規制であるため、対象外であるが、内閣府規制改革推進室による規制改革ホットラインでの対応を依頼。
4	広域観光周遊ルート形成促進に向けた、レンタカー型カーシェアリングの使用場所変更手続き等の緩和 （道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律）	ITの活用によりレンタカー型カーシェアリングの貸渡・整備状況を把握・管理できる場合は、自動車保管場所と使用の本拠の位置の変更手続きを不要とする。	同法の規制は、私人（レンタカー型カーシェアリング事業者）に対する規制であるため、対象外であるが、内閣府規制改革推進室による規制改革ホットラインでの対応を依頼。